

レセ電通信歯 30002 号  
平成 30 年 2 月 26 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

### 受付情報（UK）レコードの「届出」項目の記録に係る取扱いについて

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）（以下「記録条件仕様」という。）における受付情報レコードの「届出」項目について、廃止となった保険医療機関（以下「廃止医療機関」という。）が、廃止以前の電子レセプトを請求する際の記録方法に疑義が生じておりますので、平成30年度診療報酬改定等における記録条件仕様の改正までの間、下記により対応いただきますようお知らせします。

#### 記

##### 1 疑義の内容

廃止医療機関が、廃止以前の電子レセプトを月遅れで請求する際、受付情報レコードの「届出」項目に、どの時点の施設基準届出コードの記録するのか不明である。

##### 【受付情報レコード（記録条件仕様より抜粋）】

項目	記録内容
請求年月	請求年月を和暦で年号区分コードを含めて記録する。
届出	保険医療機関が地方厚生(支)局長に届け出た施設基準届出コードを順次、記録する。

##### 2 通常の保険医療機関における受付情報レコードの「届出」項目の記録内容

##### 【施設基準届出コードの記録例】

請求年月	診療年月	届出（記録する施設基準届出コード）
平成 29 年 4 月	平成 29 年 3 月	平成 29 年 3 月時点の施設基準届出コードを記録

##### 3 廃止医療機関（医療機関コードが変更となった保険医療機関が変更前の医療機関コードで請求する場合を含む。）が廃止以前の電子レセプトを月遅れで請求する際の受付情報レコードの「届出」項目の記録内容

平成 30 年 3 月及び平成 30 年 4 月請求分の取扱い

次のいずれの例についても、審査支払機関において、当時の届出内容等を確認の上、受付を可能といたします。

【廃止医療機関における記録例】

平成 29 年 4 月に、保険医療機関が廃止されている場合

請求年月	診療年月	受付情報レコードに記録された内容	
		届出	
平成 29 年 8 月	平成 28 年 10 月	例 1	平成 29 年 4 月時点（当該医療機関の廃止時点）の施設基準届出コード
		例 2	平成 28 年 10 月時点（当該電子レセプトの診療年月時点）の施設基準届出コード
		例 3	記録なし

平成 30 年 5 月請求分以降の取扱い

記録方法が明確になるよう、記録条件仕様の記載内容等の整備を検討中です。